

各校区コミュニティ協議会の活動事例

★下妻校区コミュニティ協議会（平成22年4月1日設立）



◎協議会事務所
（小学校プール
更衣室）



◎活動事例
避難訓練
ふれあい給食
総合運動会など

★水田校区コミュニティ協議会（平成22年6月1日設立）



◎協議会事務所
（水田コミセン）



◎活動事例
住民健診
避難訓練
アンビシャス広場など

★古川校区コミュニティ協議会（平成22年6月4日設立）



◎協議会事務所
（ふれあい
いきいき館）



◎活動事例
避難訓練
総合運動会
エンジョイ広場など

★古島校区コミュニティ協議会（平成23年5月2日設立）



◎協議会事務所
（学童保育施設）

◎活動事例
左義長
避難訓練
のらんの号など



★二川校区コミュニティ協議会（平成23年5月16日設立）



◎協議会事務所
（二川公民館）



◎活動事例
グラウンドゴルフ大会
避難訓練
安全安心事業など

★筑後北校区コミュニティ協議会（平成24年6月30日設立）



◎協議会事務所
（一条公民館）

◎活動事例
安全安心事業、健康福祉事業、
九州大谷短期大学との連携



みんなで話し合い、協力し助け合い
安全で安心な地域づくり

校区コミュニティ協議会

～小学校区を単位としたまちづくり～

「コミュニティとは、
日常生活のふれあいや共同の活動・共通の経験をとおして
お互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、
自分たちが住んでいる地域を
みんなの力で自主的に住みよくしていく
地域社会です。」

筑後市役所 総務部 地域支援課 地域づくり支援係
Tel 65-7065 Fax 53-4216

「ちっこを元気に！」

～校区コミュニティ協議会を核とした活力あるまちづくり～

筑後市では、多くの人たちに「筑後市に住みたい」「筑後市に住み続けたい」と思ってもらえるまちづくりを進めています。そのためには、市民の生活に身近な課題に対して、行政だけではなく、行政区や子ども会・老人会などのコミュニティ組織が協力して対応していくことが必要です。

しかしながら、住民の価値観やライフスタイルが多様化してきたことに伴い、これまで地域で持っていたお互いに協力し、助け合うという機能は低下しつつあります。

このため、地域を構成するあらゆる組織が共に考え、行動していく協働の仕組みとして、小学校区単位の校区コミュニティ協議会の設立を進めています。この協議会を核として、住民同士の連帯感や互助意識の醸成を図り、地域にあった元気なまちづくりを推進します。



筑後市長 中村征一

校区コミュニティ協議会の設立要件



1. 協議会に、最低限、左記団体を含んで組織すること。

各校区には、子ども会・老人会・PTAなどの組織が活動しています。

校区内の各種団体をできるだけ多く取り込み協議会の構成団体としてお互いに連携、協力して活動します。

また、行政区の枠を超えた地域課題解決が可能となり、地域にあったまちづくりが行えます。

2. 校区コミュニティ協議会の代表者を決めて、協議会の会則を定めること。

校区コミュニティ協議会で取り組む事業

校区で取り組む方が、効果的な事業、効率的な事業、校区内の親睦を図る事業を行います。校区コミュニティ協議会ごとに、事業内容を話し合っていくことになります。

(活動事例P3参照)

校区コミュニティ協議会 Q&A (一問一答)

1) なぜ、校区コミュニティ協議会を創るのですか？

- ① 生活様式の変化や少子・高齢化が進み、地域のつながりが希薄になり、地域活動への参加者の減少が問題となっています。組織を校区単位に拡大することでいろいろな人材を集め、参加者の増加と活動の継続も期待できます。
- ② 地域には行政区だけではなく、PTAや老人会などの目的別の団体もたくさんあります。行政区や各種団体が協力して地域づくりに取組み、交流を深めるための組織をつくることも目的としています。

2) 校区コミュニティ協議会とは、どんな組織ですか？

- ① 校区内のいろいろな団体同士のつながりを強め、地域活動を協力し進めていくことを目的とする協議会です。団体の構成例として、次のような組織が考えられます。
例) 行政区、公民館、PTA、消防団、農政組織、地区保存会、地区商店街、子育てグループ、スポーツ団体、生涯学習グループ、NPOなど

3) 校区コミュニティ協議会では、どんな事をするんですか？

- ① 自分の住んでいる地域に愛着や誇りが持てるまちをつくるため、より多くの方々に活動に参加協力してほしいと思います。そして住民同士が集まり地域の課題解決に向け活動し、同時に交流の場として取り組んでいただきたいと思います。
- ② 校区単位に組織を拡大することで、行政区では実施が難しかった大きな規模の事業(多くの費用が必要な事業、多くの人材が必要な事業)が可能となります。

校区コミュニティ協議会への市の支援

(1) 担当者の配置

校区コミュニティ協議会設立に向けた準備段階より、地域支援課担当職員がサポートします。また、協議会の設立後は、担当者を置き活動を支援します。

(2) 校区コミュニティ協議会交付金の交付

協議会の事務費用等を交付します。

- ① 校区コミュニティ協議会準備交付金10万円(初年度のみ)
- ② 校区コミュニティ協議会交付金60万円(毎年)

(3) 活動拠点の確保

活動拠点には、電話・パソコン・印刷機など地域で利用できる事務機器を整備します。



※「みんなで、やっぺいこう！」と話が決まったら、市役所地域支援課へご相談ください。